

氷見市加納地内における営農型太陽光発電設備

設置設計・工事業務委託に係る

公募型プロポーザル

【実施要領】

氷見ふるさとエネルギー株式会社

令和7年3月

氷見市加納地内における営農型太陽光発電設備設置設計・工事業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

営農型太陽光発電設備設置に係る設計・工事

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間（予定）

契約締結の日（令和7年5月を予定）から令和8年2月27日まで

(4) 業務条件

①業務費用（設計および工事）の合計額は、270,000,000円（税抜）以下とする。

②太陽光発電設備の初年度の想定発電量の合計は、1,600MWh/年以上とする。

③本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」以下「国交付金」という。）の活用を前提としていることから、二酸化炭素搬出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地事発第2503102号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）の交付要件規定に基づいた事業提案をすること。また「資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電2022年4月改訂）」および「営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2023年版」に適合した提案内容とすること。ただし、各ガイドラインにおいて改定があった場合は改定後の記載内容に従うこと。

④太陽光発電設備は、高圧にて一般送配電事業者の配電線と連系すること（仕様書記載の地区ごとの連系で可）。

⑤一般送配電事業者の配電線との接続検討および地質調査については、氷見ふるさとエネルギー株式会社（以下、「発注者という。」）にて実施済みであるため、当該結果を考慮の上、提案すること。

※接続検討および地盤調査関連資料については、参加申込者に別途開示するが本案件以外に利用しないものとする。

※接続の再検討が必要となった際は、必要な費用については受注者負担とする。

2. 参加資格要件等

(1) 応募者

① 応募者は、一者（共同企業体含む）または複数の企業で構成されるグループ（以下「グループ」という。）で参加することができる。

② グループで参加する応募者は、参加表明時に全ての構成企業を明らかにすると

もに、構成企業は2つの業務のいずれかを担当する企業とし、各構成企業が担当する業務を明らかにすること。なお、構成企業は複数の業務を担当することができる。

- ③ グループで参加する応募者は、構成企業中から幹事となる一者の企業（以下「幹事企業」という。）を明らかにすること。
- ④ 幹事企業は、発注者との窓口になり応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続きを行うものとする。ただし、各構成企業においても、連帯して業務遂行の責を負うものとする。なお、一者で参加する応募者は、その一者が幹事企業としての役割を担うものとする。
- ⑤ グループで参加する応募者の各構成企業は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することや、契約候補者が選定されるまでは構成企業の変更も認めない。

(2) 応募者の資格

プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- ① 幹事企業及び構成企業は、氷見市契約規則第3条に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合は、参加申込書の提出とともに入札参加資格申請を行うこと。
- ② 本業務を担う企業は、過去5年以内に出力容量（AC）50kW以上の営農型太陽光発電設備の設置に係る設計および工事の実績を2件以上有する者であること。下

(3) 応募者の制限

次に掲げる者（構成員含む。）は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本募集要項の公表（以下「公表」という。）の日から提案書提出日までの期間において、氷見市から氷見市入札参加資格者指名停止要領に基づく指名停止を受けている者。
- ③ 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 公表の日から提案書提出までの期間に、氷見市暴力団排除条例により制限を受けている者。
- ⑤ 暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれらに準ずる者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である者。
- ⑦ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

- ⑧ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- ⑨ 国税及び地方税の滞納がある者。

3. 公募及び選定等スケジュール（予定）

① 公告日	令和7年3月18日(火)
② 質問受付	令和7年3月18日(火)～3月28日(金)
③ 現地説明会	令和7年3月24日(月)13時30分～
④ 質問に関する回答	令和7年3月18日(火)～4月8日(火)
⑤ 参加申込書の提出期限	令和7年4月4日(金)
⑥ 企画提案書の提出期限	令和7年4月15日(火)
⑦ 事業者プレゼンテーション	令和7年4月24日(木)～4月25日(金)
⑧ 選定結果通知	令和7年4月30日(水)
⑨ 契約締結・事業開始	令和7年5月上旬
⑩ 工事着工	令和7年5月末頃(要相談)

※接続検討関係資料、法令関係スケジュール、土地造成等に関する詳細資料は、別途参加申込者のみに提供する。

4. 審査方法

参加申し込みをした者の応募資格要件を審査のうえ、発注者を構成員とする選定委員会により、書類審査のほか、提案書のプレゼンテーション・ヒアリングによって審査を行い、契約候補者として選定する。

5. 企画提案

企画提案者は、次の（１）に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする。

(1) 提出書類

書類名及び様式	留意事項
1 参加申込書 (様式第1号)	
2 構成企業調書 (様式第2号)	グループで応募する場合のみ
3 委任状 (様式第3号)	グループで応募する場合のみ
4 誓約書 (様式第4号)	一者またはすべての構成員
5 質問書 (様式第5号)	令和7年3月18日(火)～令和7年3月28日(金)
6 参加辞退届 (様式第6号)	令和7年4月15日(火)まで
7 提案書類提出届 (様式第7号)	令和7年4月15日(火)まで
8 実績・体制・技術提案書 (様式第8号)	I-1 業務実績
	I-2 業務実施体制 (業務履行)
	I-3 業務実施体制 (業務支援)
	II-1 業務実施概要
	II-2 太陽光発電設備構造図
	II-3 費用一覧
	II-4 業務実施スケジュール
9 価格提案書 (様式第9号)	

(2) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

ア 提出期限 ①参加申込書等 (様式第1号～4号)

令和7年4月4日(金)午後5時15分まで

③ 企画提案書 (様式第8、9号)

令和7年4月15日(火)午後5時15分まで

イ 提出場所 〒935-0013 富山県氷見市南大町10番1号 氷見商工会館3階

氷見ふるさとエネルギー株式会社

TEL 0766-54-5200

ウ 提出部数 10部 (正本1部、副本9部)

エ 提出方法 持参または郵送による提出

※持参による受付は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は記録が残る簡易書類郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。(なお、郵送の場合は必ずその旨を発注者まで連絡すること。)

6. 現地説明会の申し込み

現地説明会の参加を希望する場合は、下記により電子メールで行う。必ずメールの着信を電話で確認すること。

- ア 申込先電子メールアドレス info@himi-furuene.jp
- イ 申込期限 令和7年3月21日（金）午後5時15分まで
- ウ 送信事項 参加希望者の以下の情報を電子メール本文に記載
 - ・会社名
 - ・氏名
 - ・所属、役職
 - ・電話番号
 - ・電子メールアドレス

7. 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで行う。なお、必ずメールの着信を電話で確認すること。

- ア 提出先電子メールアドレス 「6. 現地説明会の申し込み」と同様
電子メールアドレス：info@himi-furuene.jp

- イ 提出期間 令和7年3月18日（火）～令和7年3月28日（金）午後5時15分まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年3月18日（火）～令和7年4月8日（火）までに当社ホームページ上で行う。

8. 企画提案に対する審査

(1) 企画提案者プレゼンテーションの実施

審査は、令和7年4月24日（木）に実施する。（実施場所及び実施時間は、後日通知する。）なお、審査過程は非公開とする。

(2) 実施方法

- ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- イ プレゼンテーションの時間は、30分以内（説明15分、質疑15分）とする。
- ウ 説明は提出された企画提案書に記載した内容に従い、パワーポイント等を使用することを可とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては発注者で用意するが、PCについては企画提案者が手配すること。

9. 契約候補者の選定

(1) 契約候補者の選定方法

選定委員による審査結果に基づき、契約候補者を選定する。

別添「氷見市加納地内における営農型太陽光発電設備設置設計・工事業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書を評価・採点し、その結果の最

も点数が高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。

(2) 応募者が1者の場合の取扱い

最低基準点（総合評価点の7割以上）を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

(3) 契約候補者の選定及び結果の通知及び公表

ア 審査結果は、各企画提案者に書面により通知する。

イ 企画提案の審査結果は、当社のホームページで公表する。

ウ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 契約の締結

契約候補者として選定された者と発注者が協議し、仕様を確定したうえで見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

なお、契約条項については、氷見ふるさとエネルギー株式会社契約約款（氷見ふるさとエネルギー株式会社ホームページ掲載）によるものとする。

11. 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。この場合において、第9項（契約候補者の選定）により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

(1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員または事業担当等関係者に本企画に対する援助を直接または間接的に求めた場合

(5) 第1項第4号に定める業務条件を満たさなかった場合

12. その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。

(5) 本プロポーザルに係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替

え、追加、削除等は一切認めない。

- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものと
する。
- (7) 発注者の関係会社からの調達に係る経費がある場合、原価をもって経費に計上すること
（製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価
として認める場合がある）。
- (8) 本プロポーザルの実施は、国交付金の事業実施に係る事前の準備行為であり、何ら
かの理由で事業実施が出来ない事態となった場合は、本プロポーザルの実施及び結
果は無効とする。（国交付金の不交付、関係法令による制限、発注者の都合等によ
り発注者が事業を実施できないと判断する場合もあり得る）。
これに対して応募者に損害を与えることがあっても、発注者は損害の責めを負わな
いものとする。